

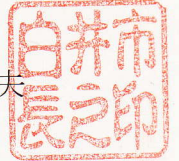
情報部分公開決定通知書

白井市企指令第14号

平成26年11月27日

間嶋 博 様

白井市長 伊 澤 史 夫



平成26年10月17日付けで請求のありました情報の公開については、白井市情報公開条例第7条第1項及び第10条の規定により次のとおり情報の一部を公開することを決定しましたので通知します。

請求に係る情報の件名	1. 平成26年4月以降の北総鉄道（成田空港線）耐震補強工事関連会議・打ち合わせ等の「復命書及び提出された資料」すべて（終わりの時期は開示実施時まで）
公開の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）
公開の日時	平成26年11月 日 午前・午後
公開の場所	総務課
非公開部分の概要及び理由	非公開部分の概要：法人代表者の印影及び負担割合に係る各市の考えに関する資料 非公開部分の理由：情報公開条例第9条第1項2号及び第9条第1項7号に該当するため。
※公開することができる時期	
担当課	（課等名）企画政策課（班名）企画政策班 電話番号 047（492）1111 内線 3352
備考	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、白井市長に対して異議申立てをすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、白井市を被告として（訴訟において白井市を代表する者は白井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提訴することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（注）1 ※印欄は、当該情報の非公開理由がなくなる期間をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

- 情報の公開を受ける際は、この通知書を提示してください。